

函館市廃棄物処理施設整備技術検討業務委託仕様書

第1編 共通仕様書

第1章 総則

本仕様書は、函館市（以下「甲」という。）が発注する「函館市廃棄物処理施設整備技術検討業務」に適用する。

1 目的

本業務は、甲の廃棄物処理施設を整備するため、各施設の施設規模および処理方式等について検討し、甲が設置する函館市廃棄物処理施設技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の検討結果を踏まえ、函館市廃棄物処理施設整備技術検討報告書（以下「技術検討報告書」という。）を作成することを目的とする。

2 業務の名称

函館市廃棄物処理施設整備技術検討業務

3 委託期間

契約締結日から平成28年3月30日まで

4 業務内容

業務の詳細は、第2編特記仕様書によるものとする。

5 成果品

受託者（以下「乙」という。）は、成果品の作成にあたって甲と協議を行い、甲の承認を得てから作成し、納品された成果品に記入漏れ、不備または誤記が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。成果品の内容について、甲の承諾なしに公表、貸与または使用してはならない。

なお、技術検討報告書は技術検討委員会終了後30日以内にまとめるものとする。

- | | | |
|--------------------------|------|-----|
| (1) 技術検討報告書 | A4製本 | 30部 |
| (2) 各種検討資料（調査等に使用した資料など） | | 1部 |
| (3) 上記成果品の電子データ | | 1式 |

第2章 一般事項

1 業務管理

- (1) 乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する管理技術者（直接雇用する衛生工学部門の技術士資格を有するもの）を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。
- (2) 乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 乙は、契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出し承諾を得なければならない。
- (4) 乙は、業務期間中に甲と十分な協議を行い、協議における打合せ事項等の議事録を作成し、速やかに甲へ提出しなければならない。

- (5) 乙は、甲から業務の進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
- 2 法令等の遵守
本業務を実施するにあたっては、関係法令、条例、規則、通知等を遵守しなければならない。
- 3 秘密のおよび中立性の保持
乙は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。
- 4 資料の貸与等
甲は、その保有する資料等で業務の遂行に必要なものを乙に貸与する。この場合、乙は、貸与を受けた資料等のリストを作成して甲に提出し、貸与された資料等は、業務完了時にすべて返却しなければならない。
- 5 疑義の解決
本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、乙は、甲と十分な打合せおよび協議を行い、その指示に従うものとする。
- 6 提出書類等
乙は、次の書類等を遅滞なく甲に提出しなければならない
- (1) 着手前提出書類
- ・業務着手届
 - ・業務計画書（業務工程表を含む。）
 - ・管理技術者届（経歴書および資格を証明する書類の写しを添付すること）
 - ・その他甲が指定する書類
- (2) 業務完了時提出書類等
- ・業務完了届
 - ・成果品
- 7 留意事項
- (1) 乙は、本業務の遂行上で関係する官公庁等との協議が必要になった場合または協議を求められた場合は、その対応を行うものとする。
- (2) 乙は、本業務において業務の一部を外注する必要がある場合は、甲の承諾を得ること。また、外注する業務の内容を事前に甲に書面で提出すること。
- (3) 乙は、本業務に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を明記しなければならない。
- 8 打合せ
- (1) 打合せは、業務着手時、中間報告、業務完了時および随時必要に応じて行うものとする。なお、管理技術者は、業務着手時および成果品納入時および主要な打合せに出席するものとする。
- (2) 乙は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって甲に報告するものとする。
- 9 中間報告
本市の求めに応じて、随時中間報告を行うものとする。

10 検査

乙は、業務遂行後、所定の手続きを経て甲の検査を受けなければならない。本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合には、乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

11 その他

甲が必要と認めた時は、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、甲と乙との協議の上、契約金額を増減しなければならない。

第2編 特記仕様書

第1章 基本的事項

- (1) 本業務に必要な既存資料やデータ等の収集、整理および分析を行う。
- (2) 新たな技術を導入する場合の費用対効果分析と環境負荷削減効果分析を行う。
- (3) 本業務に関する国および他自治体の動向や事例を調査するとともに、本市の地域特性を踏まえた導入可能な最新技術の動向調査を行う。
- (4) 国の指針や関係法令等に基づき、循環型社会形成・財政負担低減等の多角的視点から本市の施設整備に必要な技術検討を行う。

第2章 業務内容

整備対象施設は、焼却施設、破碎選別処理施設および資源化施設とし、各施設の施設規模、処理方式、環境保全およびエネルギー利用等についての具体的な技術検討を行う。

各施設の処理方式の検討にあたっては、安全対策や環境保全対策に万全を期し、施設の適正化・効率化による安定的な処理能力の維持、施設整備費および維持管理費の削減ならびに周辺地域の生活環境の保全に配慮するものとする。

1 施設の基本条件の検討

(1) ごみ処理量、ごみ質

施設規模を決定するため、第3次函館市一般廃棄物処理基本計画を基本とし、時点修正を行いながら、平成39年度における計画ごみ処理量および計画ごみ質を推計・分析する。

(2) 焼却施設の施設規模および処理方式

(1)の調査・分析結果に基づき、施設規模を算定し、処理方式の検討にあたり、焼却灰等の資源化・減容化・安定化について整理し、ストーカ炉、流動床炉、ガス化溶融炉等を安全性、安定性、経済性、耐久性、維持管理、環境保全等の評価項目により比較検討を行う。

(3) 破碎選別処理施設の施設規模および処理方式

(1)の調査・分析結果に基づき、粗大ごみ・燃やせないごみの破碎選別処理を行う施設の算定および処理方式の検討を行う。

(4) 資源化施設の施設規模および処理方式

(1)の調査・分析結果に基づき、缶・びん・ペットボトルの資源化処理を行う施設規模の算定および処理方式の検討を行う。

また、同様にプラスチック容器包装の資源化処理を行う施設規模の算定および処理方式の検討を行う。

2 焼却施設に係る環境保全、エネルギー利用の検討

(1) 環境保全計画

環境保全に係る自己規制値および環境保全設備の機種等についての検討を行う。

(2) エネルギー利用計画

基本条件の計画ごみ処理量，計画ごみ質ならびに焼却施設の施設規模および処理方式に基づき，焼却施設で発生する熱量の計算や発電方式等の検討を行う。また，施設内外で利用可能な余熱の熱量計算や利用方策等についての検討を行う。

(3) 高効率発電

循環型社会形成推進交付金の高効率ごみ発電施設の交付要件について，条件整理，検討を行う。

3 事業計画の検討

(1) 概算事業費，財政計画

他都市の類似工事の工事費や過去の実績，近年の建設物価傾向等を踏まえ，事業全体および各施設の概算事業費を算出する。

施設完成後の維持管理費として，施設管理費，売電収益を算出する。

また，本事業に係る交付金，起債等の財政措置について整理する。

(2) 事業スケジュールの策定

本事業に係る各業務委託，許認可関係，各種申請手続き等を総合的に整理し，事業スケジュールを策定する。

4 分別収集区分変更による財政負担の検討

現行の分別収集区分を変更し，生ごみおよび雑がみを分別して収集する場合の収集運搬費用，資源化処理費用および焼却処理費用の変動等を算定する。

5 技術検討委員会の補助

焼却施設の処理方式等について評価・検討を行うため，外部の専門家等から構成される技術検討委員会に参画し，委員会運営についての提案を行い，委員会資料の作成，進行補助，技術的側面からの情報提供および説明補助，議事整理，議事録作成，審議経過ならびに検討結果のとりまとめ等を行う。

なお，技術検討委員会の開催期間は，約半年間とし5回程度の開催を予定している。